

令和2年度

# 事 業 計 画 書

社会福祉法人 森 の 会

# I 森の会本部事業計画

## [1] 法人の運営

### 1.法人運営と本部機能の充実

令和2年度は、人事体制の変更を図り、あわせて理事、評議員の来年度改選をにらみ、選任解任委員会の設置を図り、組織体制の見直しと、さらなる充実を図る展望の年度と位置付ける。また、本部事務がどんな場合でも順調に推移するよう、事務内容の引き継ぎを普段から実施する。また、第二生活介護事業所等の新事業構想の検討や法人の地域貢献に引き続き取り組んでいく。

### 2.中長期計画

中長期計画に基づき、利用者に対して、地域福祉資源の開発・提供を進め、地域生活を引き続き支援する。

- ① 平成30年10月に地域のオーナーの理解のもと、新しいグループホームを設置した。グループホームは、既設の優朋のユニット増として位置付け、7人定員で2棟が開設され、順調に運営が図られている。さらに令和2年度は、ニーズの高いグループホームのユニット増(4人定員)の開設を目指す。
- ② 前年度は、NPO法人ログハウスから事業統合化の要望があり、解散手続き・残余財産の引き継ぎが確定したため、令和元年6月1日から事業を開始している。NPOで可能な事業であっても、社会福祉法人としての立場では精査すべき内容があり、法令に則った形で事業運営に取り組んでいる。まだまだ、精査すべき課題があるため、令和2年度はしっかりと精査し、結論を得て、運営を図っていく。
- ③ 事業を支える職員の専門性の向上と事業を担う人財養成を図る。
- ④ 利用者の人権を擁護し、安全や防災対策の充実とヒヤリハットでの虐待や事故を未然に防止する体制を構築する。

### 3.情報公開および広報活動

法人の理念や目標を公開する。更なる啓発のため引き続き法人広報の発行、市民福祉講座を企画し、パンフレットを更新していく。

- ①法人ホームページでの情報公開。②各事業内容と会計決算報告の公開。
- ③昨年度創刊した森の会だよりの発行を継続する。
- ④昨年度開催して好評だった市民福祉講座の開催を企画する。

### 4.サービスの評価について

#### ① 第三者評価

グループホームの第三者評価は、令和2年度までに必ず受審することが義務付けられ、以降3年度に1回は受審することとされた。令和2年度中に優朋の受審を進める必要がある。第三者評価は、報告書が福祉ナビゲーションで公開され、都民、市民がいつでも各事業所のサ

サービス内容の閲覧が可能になっている。また、施設内でも報告書が閲覧できる。

② 第三者苦情対応委員への報告を年1回実施する。

利用者支援と要望・相談・苦情・虐待とヒヤリハットなどを報告し、第三者委員との意見交換を進める。

## 5.新人職員育成、組織体制の構築

法人の理念、目標を基本とし、森の会の利用者支援を担う人財養成に力を注ぎ新人、中堅層を育てる。また、給与改定、人事考課制度、自己申告制度、永年勤続表彰等の本格的な導入を進める。あわせて、組織体制の構築を進め、本部機能、各事業所との連携強化を引き続き図っていく。

## 6.研修

法人の理念、目標を周知し、障害福祉の知識と技術を取得するため、年1回職員合同研修会を開催する。また、各事業所において内部研修を実施し、サービスの質の向上と日々の実践の振り返りの場としていく。あわせて、東京都を始め内外の研修機会を提供し、計画的に人財養成を図っていく。

## 7.地域との連携

### ① 行政との連携

東久留米市役所、東久留米市社会福祉協議会等と連携し利用者が地域で生活しやすい環境を整えていく。また、行政と連携し森の会の活動の幅を広げていく。

### ② 地域・他施設との連携

地域・他施設等と連携し利用者の地域生活を支援する。

地域の中で必要な施設となっていけるよう施設の情報を開示し、地域に貢献していく。

他施設とは情報交換しつつ地域に根付いた福祉の基盤作りを行う。

### ③ 市民福祉講座の実施

地域にある施設として、積極的に情報を発信したいとの観点から、昨年度は、元厚生労働省事務次官の村木厚子氏を招き市民福祉講座を開催し、大きな反響があった。今後とも、市民福祉講座を企画し、市民の福祉意識の醸成と共に、当法人への運営に係る支援も視野に入れていく。

## 8.地域貢献

東久留米市社会福祉協議会と連携し、地域のニーズを把握しつつ、森の会として行うべき地域貢献について検討し実施していく。特に、社協が事務局となって推進している市内社会福祉法人連絡会にも参加し、意見交換を進めていく。ちなみに、従来からバオバブが実施している資源回収の事業自体が広義の地域貢献であり、自然食販売をふくめて近隣地域に赴く事業は高齢者や子どもの見守りの役割機能を兼ね備えてきたともいえる。また公園清掃等の事業も憩いの場の整備につながっているともいえる。プラタナスの事業を含めて、森の会の従来からの役

割機能にプラスするような地域貢献事業を進めたい。

## 9. 新型コロナウイルス対策

令和2年に入り、世界的規模での新型コロナウイルスの感染が拡大している。法人では、国、東京都、東久留米市の情報を得て、早い段階から各種の通知を出し、利用者や家族の理解と協力を呼びかけ、日ごろのうがい、手洗い、消毒、マスク着用を呼びかけている。

特に、提供サービスが安定的に利用できるように、事業の継続を柱にし、一時閉鎖のないように努めている。一方、不特定多数との接触が予想される東久留米市生涯学習センターまろにえホールに入っている喫茶部門、移動支援、日中一時、居宅介護支援事業は一定期間中止し、再開を模索している。引き続き、国を始め関係機関の情報を注視し、迅速な対応に努めたい。

## [2] 障害者支援における考え方

### 基本的考えは、「地域で生き、活動する」こと

私たちは、障害者が自分の住みたい場所や、慣れ親しんだ地域で生活したいという当たり前の希望を実現するため、積極的に地域に出て活動している。地域の中で「障害を越えて共に生き共に働く」という精神の基、障害者の権利擁護と自立に取り組んでいく。また、法人に対する理解と協力が得られるよう様々な取り組みを引き続き進めたい。

- ・ 地域の中で働き、社会参加を実現する。
- ・ 障害に応じた適切な支援を得て、意欲を持って働く。
- ・ 利用者本人が人として尊厳と権利を持って、地域の中で生きる。
- ・ 毎日、継続して活動することで社会性を高め、力を伸ばす。
- ・ 必要な支援を得て、権利を擁護され、自己の自立を目指す。